

産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬929番地の1

氏 名 有限会社寺崎資材工業
代表取締役 寺崎 達男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日

令和7年（2025年）3月13日

許可の有効年月日

令和12年（2030年）3月12日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 砕	がれき類 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	破砕施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	1. にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市大和町大字東山田字五本松4128番、4129番1
設置年月日	令和6年8月28日
処理能力	320t/日（8時間）
許可年月日	令和6年（2024年）8月23日
許可番号	佐賀県指令6循環第15号

3. 許可の条件

破砕施設を移動して使用する場合は、施設の稼働は排出事業場敷地内に限り、
かつ、敷地境界から4m以上離して設置すること。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和7年3月13日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。